

4 陳情第 30 号

4 陳情 第 30 号	心理的負荷による精神障害の認定基準の改正を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)

心理的負荷による精神障害の認定基準の改正を求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。

(理 由)

現行の労働者災害補償保険における「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令和2年8月21日基発0821第4号）においては、精神障害の発症について「個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと」とされている。

この定義では心理的負荷について「主観的にどう受け止めたか」という観点では、労働災害と認められない。適応障害や統合失調症による被害妄想を発症しやすい障害特性の人は、補償を受けられないことになる。憲法第二十七条で、国民に勤労の権利を認めているにもかかわらず、障害特性によっては、労働災害と認められないことがある現行の認定基準には、不平等な点がある。

よって、この認定基準を改正し、本人に業務に起因する精神障害が発症していれば、個体側要因にかかわらず、労働災害と認定するよう、基準を改正するよう、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出することを求める。